

## プリントシール機製品の水銀使用について 【水銀汚染防止法に基づく情報提供】

### 1. ”水銀使用製品”への該当について

弊社から既に発売されたプリントシール機各機種には、少量ですが水銀が使用されており、”水銀使用製品”に該当します。

また、修理・交換などにより製品本体から取外された「蛍光管」「液晶タッチパネル」も、”水銀使用製品”と扱う必要があります。

発売時期 / 機種名 <sup>①</sup>	水銀が使用されている部位 <sup>②</sup>
(それ以前の発売) <sup>+</sup> ～ <sup>↓</sup> 2014(夏) R <sup>③</sup>	・蛍光管 (又は 蛍光ランプ) <sup>↓</sup> ・液晶タッチパネルのバックライト(CCFL) <sup>④</sup>
2014(冬) FASIONISM <sup>(*)</sup> <sup>↓</sup> ～ <sup>↓</sup> 2018(春) SUU <sup>⑤</sup>	・蛍光管 (又は 蛍光ランプ) <sup>⑥</sup>

### 2. ”水銀使用製品”の廃棄またはリサイクル時の対応について

使用済みの水銀使用製品の廃棄又はリサイクルの際は、法令及び自治体のルールに従って適正に対応してください。

また廃棄の際には、産業廃棄物処理業者に対して、”水銀が含まれている”ことを確実にご周知ください。